

掲 載 契 約 書

平成 年 月 日

甲：

印

乙： 千葉県千葉市中央区栄町 4 - 14
千葉 8 7 会
会長 金 英伯

印

甲と乙とは、「千葉 8 7 会」バナー広告掲載規定(以下規定という)に基づき、以下のとおり掲載契約を締結する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名捺印の上、各 1 通を保有する。

第 1 条 (目的)

甲は、規定に基づき、乙に対し「千葉 8 7 会」バナー広告に広告を掲載する事を委託し、乙は、規定に基づき、甲から委託された広告を掲載する。

第 2 条 (掲載期間及び解除)

1. 本契約の掲載期間は、平成 年 月 日から 1 年間とするが、期間満了日の 1 ヶ月前までに、契約を更新しない旨の意思表示が当事者の一方から相手方になされない時は、本契約は、同一条件で更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 前項期間中に甲または乙のやむを得ない事情により契約の継続が困難となった時は、1 ヶ月以上の予告期間をおいた上で、本契約の解除を申し出る事が出来る。

第 3 条 (掲載場所及びサイズ)

掲載場所：千葉 87 会ウェブページの協賛者リンク内 http://www.87kai.com/04_link.htm
掲載サイズ：88 ピクセル×31 ピクセル 但し、サイズ変更は可。

第 4 条 (掲載料金)

甲乙協議の上、規定に基づき、下記の掲載料金を定め、次条に定める方法で支払う。

掲載料金月額：1,000 円

但し、サイズ変更の場合は甲乙協議の上、別途金額を定める。(合意月額：_____円)

第 5 条 (支払条件)

甲乙の掲載契約が成立した日より 5 日以内に初回支払分を、乙の指定する口座に振込む事とし、2 回目以降は、自動振替により乙の指定する口座に振込む。

第 6 条 (協議事項)

本契約及び規定に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、関係法令及び一般慣習に従い、甲及び乙は誠意を持って協議し、これを解決する。

第 7 条 (合意管轄)

本契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。